

新型コロナウイルス感染症が確認された場合の臨時休業の判断について(お知らせ)

平素より本市及び本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

文部科学省から「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合のガイドライン」の発出を受け、学校で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合の臨時休業の基本的な対応について以下の通りお示しさせていただきます。

1 臨時休業の判断基準

学校で家庭内感染でない感染者が発生した時など、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合は、学校の全部または一部の臨時休業を実施します。なお、その際には、閉鎖の範囲、閉鎖期間等について、保護者メールでお知らせをいたします。

1. 同一の学級において、同時期に複数の児童生徒の感染が確認された場合
ただし、保健所による疫学調査の結果、学校内に濃厚接触者なしと判断された場合は、臨時休業をせず教育活動を継続します。
2. 感染者が確認され、学校内に複数の濃厚接触者がいる場合や、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
3. その他、市教育委員会が必要と判断した場合

※臨時休業の判断に際しては、各校の状況を把握し、藤井寺保健所と学校医の指導・助言をもとに、市教育委員会が決定をいたします。

※臨時休業の実施の際は、状況に応じてオンライン学習等を実施いたします。

2 保護者のみなさまへのおねがい

○お子さまや同居家族に発熱等風邪症状がある場合や、新型コロナウイルス感染症の検査(PCR検査もしくは抗原検査)を受けることになった場合等には、必ず学校へご連絡いただき、登校を控えて休養させるようお願いいたします。学校外の普段の生活においても感染対策を意識し、感染リスクの高い活動を控えるなど適切に行動するようご家庭でのご指導も重ねてお願い申し上げます。

○お父さままたはご家族の感染が確認された場合の報告の際に、学校より以下の内容についてお伺いさせていただきます。

- ・校内でマスクを外していた時間の状況
- ・校外(登下校、放課後等)の活動の状況等